

# 訪問看護ステーション たにがわ

## 【運営規程】

### (事業の目的)

第1条 医療法人谷川放射線科胃腸科医院が開設する訪問看護ステーション たにがわ（以下「ステーション」という）が行なう指定訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員（以下「看護師等」という）が、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた自宅で、療育・療養されている方々（以下「利用者」という）に対し、適正な訪問看護・介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 1 ステーションの看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。  
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次の通りとする。  
(1) 名称 訪問看護ステーション たにがわ  
(2) 所在地 長崎市若葉町7番2号 野口ビル 203号

### (職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員・員数及び職務内容は次の通りとする。  
(1) 管理者 看護師 1名  
管理者はステーションの職員の管理及び訪問看護及び介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。  
(2) 看護師等 看護師 5名（常勤 5名 非常勤 0名）  
理学療法士、作業療法士 0名  
看護師は、利用者の心身の状態を踏まえて主治医との綿密な連携のもと、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、看護師等は訪問看護及び介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、祝日、8月13日から15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで（月曜日から土曜日）とする。  
但し、利用者の希望により上記以外での営業も生じることがある。
- (3) 電話などにより、連絡を受け、24時間対応体制が可能とする。

(指定訪問看護及び介護予防訪問看護の提供方法)

- 第6条
- 1 訪問看護及び介護予防訪問看護の利用希望者が、かかりつけ医に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
  - 2 利用希望者または、家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示の交付を求めるように指導する。
  - 3 介護保険法の指定訪問看護の提供に関しては、居宅介護支援事業所との連携を図る。介護予防訪問看護の提供に関しては、地域包括支援センターとの連携も図る。

(訪問看護及び介護予防訪問看護の目的)

第7条 指定訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察、健康管理
- (2) 看護・介護方法の指導
- (3) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (4) 食事及び排泄など日常生活の世話
- (5) 褥瘡の予防・処置
- (6) 療育・リハビリテーション
- (7) 終末期の看護
- (8) 認知症患者の看護
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他、医師の指示による医療処置

(利用料等)

- 第8条
- 1 介護保険の指定訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が

法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証の提示の負担額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

- |  |      |
|--|------|
| 2 利用料の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に説明した上で支払に同意する旨の署名・押印を受けることとする。 |      |
| 3 医療保険の場合は、医療保険法等に基づく額を徴収する。                                     |      |
| 4 医療保険にて2時間を超える指定訪問看護を提供した場合、差額費用として30分毎に1000円の加算とする。            |      |
| 5 日常生活上必要な物品   | 実費負担 |
| 6 指定訪問看護と連続として行われる死後の処置  | 実費負担 |
| 7 交通費（医療保険）  | 実費負担 |

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は長崎市（香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧三和町、旧野母崎町、旧外海町を除く）、長与町、時津町とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 1 看護師等は訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変そのほか緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行なうこととする。  
2 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に連絡しなければならない。

(相談・苦情に対する対応方法)

第11条 利用者からの相談または苦情に対する常設の窓口（連絡先）として管理者を当てる。

担当者 堀 智宏

担当窓口 電話：095-894-8177 FAX：095-894-8662

当事業所の苦情処理対応マニュアルに準じて、迅速かつ誠意を持って対応することとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 1 職員は業務上知りえた利用者及び家族の秘密を保持する。  
2 職員であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 3 当事業所は「個人情報保護法」を遵守し、利用者の個人情報を適宜及び適切に取り扱うものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人谷川放射線科胃腸科医院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
  - (1) 採用後 6 ヶ月以内の初任研修
  - (2) 年 2 回の業務研修

(人権の擁護・虐待防止における対応方法)

第 13 条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1 虐待の防止に関する責任者の選定を行う。  
担当者 堀 智宏  
担当窓口 電話：095-894-8177 FAX：095-894-8662
- 2 苦情体制の整備を行う。
- 3 従業者の虐待の防止を啓発・普及するために研修の実施（研修方法や研修計画）を定期的に行い、研修を通じて従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 4 従業者が支援に当たっての悩み苦労を相談できる体制を整備するほか従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 5 虐待防止について従業員に周知徹底致します。

附則

- 1 この規程は平成 31 年 3 月 1 日より実施する。
- 2 この規程は平成 31 年 4 月 1 日より実施する。
- 3 この規程は令和 1 年 10 月 1 日より実施する。
- 4 この規程は令和 2 年 6 月 1 日より実施する。
- 5 この規程は令和 3 年 5 月 1 日より実施する。
- 6 この規程は令和 5 年 4 月 1 日より実施する。
- 7 この規程は令和 6 年 4 月 1 日より実施する。
- 8 この規程は令和 6 年 5 月 1 日より実施する。
- 9 この規程は令和 6 年 10 月 1 日より実施する。